

◎乳幼児医療費助成（以下「法別83公費」という。）と小児慢性特定疾病医療費助成（以下「法別52公費」という。）併用時の一部負担金に係る注意点と自己負担上限額管理表の記載例について

法別52公費は、医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの一部負担金を合算して負担上限額まで徴収します。一部負担の上限は「自己負担上限額管理票」で管理し、上限額に達した後は月末まで一部負担金を徴収しないこととなっております。

法別83公費と併用の場合、法別52公費に係る一部負担金は、法別83公費によって全額又は一部助成されるため窓口での自己負担はありませんが、「自己負担上限額管理票」には、法別83公費による助成前の法別52公費に係る一部負担金を記載願います。

法別83公費による助成前の法別52公費に係る一部負担金を記載いただかないと、後続の医療機関等において負担上限額まで達していないと判断され、本来法別52公費において助成されるべき負担上限額を超えた一部負担金が、法別83公費において助成されてしまいますので御留意ください。

●自己負担上限額管理票の記載例●

小児慢性特定疾病医療費 平成27年1月分自己負担上限額管理票					
受診者名	×× ○○	受給者番号	0012568		
月額自己負担上限額					5,000円
日付	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	自己負担の累積額(月別)	徴収印
1月5日	○○○病院	15,000円	3,000円	3,000円	ET
1月5日	××薬局	3,010円	600円	3,600円	ET
1月20日	◇訪問看護ステーション	25,000円	1,400円	5,000円	ET
1月20日	▲▲薬局	10,000円			
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。					

患者から申し出があった場合などには、医療費総額のみ記載し、その他の欄は斜線を引く。

乳幼児医療費受給者証の提示があった場合は、法別83公費において自己負担額が現物給付により助成されることから、窓口での徴収は行いませんが管理票へは記載します。自己負担の累積額が月額自己負担上限額に達した後も、日付・指定医療機関名・医療費総額は記載するようになります。

※自己負担額に10円未満の端数がある場合は四捨五入した額を記載します。

★現物給付となった自己負担額は、下記の方法により国保連合会へ請求を行います。

(記載例では○○○病院、××薬局、◇訪問看護ステーションが対象となります。)

①市町村国保または、宮城県内の3国保組合及び全国土木建設業国保組合加入者の場合

→公費併用レセプトにより保険給付の請求と併せて請求します。

②社会保険または、宮城県内の3国保組合及び全国土木建設業国保組合以外の国保組合加入者の場合

→乳幼児医療費請求書(社保用)により請求します。

※連記式請求書の乳幼児医療請求額には1円単位で記載をします。

(記載例にある××薬局の場合は、602円と記載するようになります。)